

鎌倉市告示第367号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づく道路の区域の変更及び同条第2項の規定に基づく道路の供用の開始を行ったので、同法第18条第1項及び第2項の規定により告示します。

関係図面は、都市整備部道水路管理課において令和3年2月15日から令和3年3月1日まで一般の縦覧に供します。

令和3年(2021年)2月15日

鎌倉市長 松尾 崇



1 市道路の区域の変更

変更前

道路法第18条第1項(道路の区域の変更)

整理 番号	道路の種類 及び路線名	変更の区間				幅員(m)	延長(m)
		起点		終点			
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番		
56	市道053-118号線	玉縄三丁目	598番1	玉縄三丁目	602番6	2.20 ~ 2.45	18.62

変更後

整理 番号	道路の種類 及び路線名	変更の区間				幅員(m)	延長(m)
		起点		終点			
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番		
56	市道053-118号線	玉縄三丁目	598番1	玉縄三丁目	602番15	3.11 ~ 3.23	18.62

2 市道路の供用開始

道路法第18条第2項(供用の開始等)

整理 番号	道路の種類 及び路線名	供用開始の区間			
		起点		終点	
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番
56	市道053-118号線	玉縄三丁目	598番1	玉縄三丁目	602番15